

3 警戒宣言が出たら

3-1 警戒宣言時の社会情勢

♣ 判定会招集報の伝達

判定会が招集されるという報道は何分ぐらいで県民に伝わるのでしょうか。最初の報道が午前11時と仮定すると、テレビ、ラジオの視聴者は10~20%程度とみられます。この人達は家庭、隣人、同僚、事務所の責任者などに直ちに連絡すると思われますし、同報無線、広報車などをを使った市町村の広報も活発に行われ、判定会招集の報道が県民に届くのにそれほど時間はかかるないとみられます。

伊豆大島近海地震の際の報道の伝達の早さなどを考えあわせると、最初の報道から20分後には過半数の県民に行きわたると考えられます。

♣ 緊急警報放送システム

緊急警報放送システムとは、放送局が特殊な電波を送信する事で「緊急警報受信機」又、その機能を付加したラジオやテレビの電源スイッチを自動的に操作し受信出来るものです。このシステムは、警戒宣言や津波警報などの緊急情報が発令された場合、各家庭のラジオやテレビのスイッチが切られていても伝える事ができるため、災害時の情報伝達方法として大いに期待されています。

現在ＮＨＫでは、毎月の1日11時59分から緊急警報放送電波を発信してラジオ等の動作の確認が行えるようにしています。

♣ 警戒宣言時の社会全般

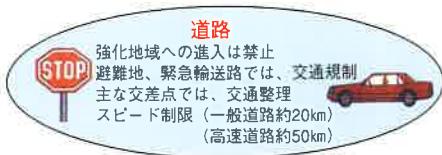
警戒宣言が発令されると、強化地域内の新幹線と鉄道は、最寄りの安全な駅に停車し、バスや船は運行を中止し、幼稚園や学校は子供をすぐ帰すか、保護者に引き渡すことになっています。病院は外来患者の診察を中止し、デパートなども営業を中止します。銀行等金融機関は直ちにシャッターを下ろして、店内に居る顧客に限って普通預金の引き出しに応ずることになっています。



♣ 警戒宣言時の交通規制

強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制するため交通規制を行います。強化地域内から地域外への流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しないことになっています。

強化地域内での一般車両の走行については、必要な交通整理や指導を行うほか、緊急輸送路と避難路を確保するため、要所においては必要により交通規制を行うことになっています。高速道路や自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入が制限され、強化地域内のインターチェンジからの流入も制限されます。



♣ JRの運転計画

JRの列車運転規制は、判定会招集の報道時点と、警戒宣言発令時点の二段階に分けて計画されます。

判定会招集が報道されると、①新幹線「こだま」「ひかり」「のぞみ」、夜行特急列車「ブルートレイン」等は強化地域内への進入を禁止し、強化地域内運転中のものは運転を継続することになっています。警戒宣言が発令された後は、②強化地域内では、全ての列車は最寄りの安全な駅（新幹線は熱海駅、在来線は由比、清水、焼津、金谷、新居町、弁天島の各駅を除く）まで徐行運転をして停止し、強化地域内への進入を禁止することになっています。

♣ 東名高速道路での警戒宣言の伝達

ドライバーに対する警戒宣言の伝達は、NHKや民間放送からのラジオやテレビによる放送のほか①道路本線上の表示板②サービスエリア内の放送や表示③トンネル内のラジオ放送④パトロールカーのスピーカーなどで行われます。

さらに警戒宣言発令と同時に、①最高速度を50キロ程度に落とす②静岡県内へ向かう車両は、下りは神奈川県の大井松田インターで、上りは愛知県の豊田インターで規制されます。また、③県内各インターから一般道路へは流入できるが、高速道路へは流入できないことになっています。

♣ 警戒宣言時の電気、電話、ガス、水道の状況

警戒宣言が発令されたときは、電気、ガス水道の供給は継続されます。都市ガスは使用者が支障をきたさない範囲で圧力を減ずるこことが計画されています。

電話については使えますが、各地からの問い合わせなど多くなってきますと通話が規制されることになっています。緑色及びグレー色の公衆電話は緊急電話扱いとなっています。これらの公衆電話は、停車場や避難場所など、人の集まるところに設けられています。

いざ東海地震が発生するほとんどの地域で、水道、ガス、電気が止まることが予想されます。普段から飲料水や燃料の準備、緊急連絡の事前約束などをしておくことが大切でしょう。

電気・ガス

使えるが、できるだけ使わない。



水道

使えるが、ふだんからためておく。



電話

できるだけ使わない。



♣ 警戒宣言時の金融機関の業務

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、正面等の主要シャッターが閉鎖され、普通貯金又は払戻し業務を除き、全ての業務の営業が停止されます。普通貯金又は、郵便貯金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全等に配慮しながら、店（局）内顧客への処理を終了させるまでの間営業が継続されます。

ただし、「避難対象地区」内に所在する店舗、郵便局、現金自動支払機については、直ちに、営業を停止します。

♣ どんなパニックが起こるか

警戒宣言が発令されたり地震が起こったりして、これまでの生活のリズムが乱されて、不安定な生活が長引くといろいろなパニックが起こると予想されます。予想されるパニックとしては①平素の生活と異なる状況のため、あせりや恐怖から起こるもの②食料や身を寄せる住居をなくしたり、また収入の道が断たれることによる不安から起こるもの③デマ情報などによるものがあります。これらの行動は社会の秩序に大きな影響を与えるので、正確な情報をみんなが知り、また、みんなが秩序を維持する努力をすることが大切です。

3－2 自分や家族の命を守るために 一家庭内対策一

♠ 警戒宣言時の家庭の対策 I

警戒宣言が発令されると皆がいっせいに避難や帰宅の行動を起こし、あちこちで大変な混乱が予想されます。身のまわりや社会がどのように変化するのかを良く理解した上であらかじめ家族で決めた役割分担や行動計画に従って次の事を素早く実行しましょう。

①情報を確かめる ②火の始末 ③児童などの引き取り ④家の中の整理 ⑤水と消火道具の準備 ⑥身軽な服装に着替える ⑦非常持ち出し品の確認 ⑧津波や山崖崩れ等の危険予想地域はすぐ避難 ⑨危険予想地域以外では避難の準備

情報を正確につかむためには、ラジオ・テレビで確認するとともに、市町村・自主防災組織の情報を確認することが大切でしょう。

「ぐらっときたら、まず火の始末」を頭の中にたたき込み、ガスの元栓、電気のブレーカーを切るか、コンセントを抜くことを忘れないようにしましょう。

まず、やることは！

1. 情報を確かめる。

- ◎ラジオ・テレビ情報を確認。
- ◎市町村、自主防災組織の情報を確認。

情報を確かめる。



2. 火の始末

- ◎火を消す。
- ◎ガスの元栓、プロパンガスのボンベのバルブを閉める。
- ◎危険物を安全なところに移す。
- ◎電気器具のコンセントを抜く。

自宅から
火を出さない！

3. 児童などの引き取り。

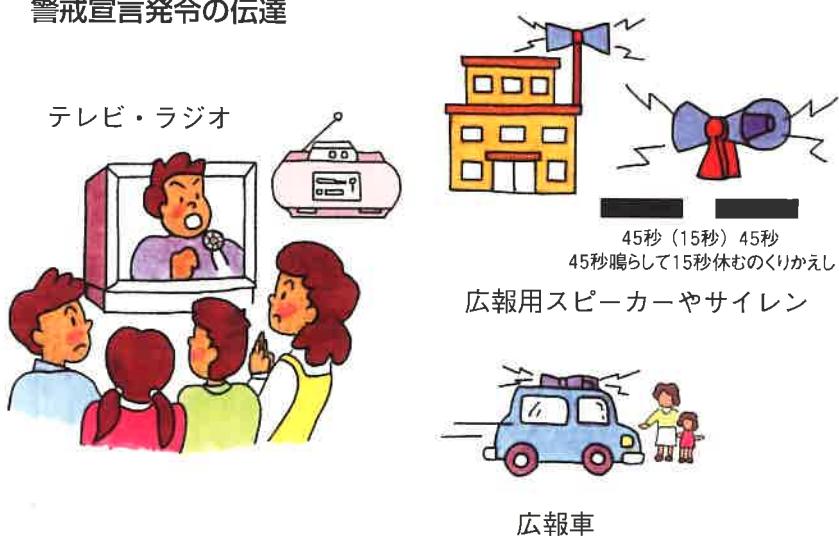
♠ 警戒宣言時の家庭の対策Ⅱ

家族であらかじめ決めた役割に従って、まず棚の上の荷物を下ろし、家具などを倒れないようにしましょう。

窓ガラスにはガムテープを張り、出入口を確認します。消火器を確認し、バケツに水を入れるほか、飲料水の確保も忘れないこと。活動しやすいような服に着替え、頭を保護する防災ズキンを付けましょう。

非常持ち出し品の中には、家族3日分の食料、預金通帳、印鑑、トランジスタラジオ、懐中電灯、寝袋、毛布、飲料水、救急医薬品など我が家で必要な物を入れておきましょう。

警戒宣言発令の伝達



♠ 街で警戒宣言を知ったら

買い物などで街に出ている時に、判定会が招集されたというニュースに接したり、警戒宣言が発令されたということを知ったとき、あなたはどうするかについて、考えたことがありますか。

判定会が招集されたというニュースが流れても、まだバスや電車の運転は継続されているので、混乱を起こさぬように心掛けながら、交通機関を活用して少しでも早く自宅近くに移動するとよいでしょう。

警戒宣言が出るとバスや電車は止まり、道路も混乱するので、徒步で帰ることになる場合が多くなるでしょう。この際、ガラスの飛散や建物の倒壊の危険の少ない道路を選ぶことを考えます。

♠ 警戒宣言時の運転者の心得

警戒宣言が発令されたとき運転者としての行動は、①低速走行『一般道路20キロ程度、高速道路50キロ程度』に移り、カーラジオ等により地震予知情報や交通情報を聞き、その情報に応じた行動をとります。②車両を置いて避難するときは、できる限り道路の外に停車させます。やむを得ず道路上に車を置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアをロックしないようにして下さい。③避難のためには、車を使用しないことが基本です。

3－3 地域で助け合うために 一自主防災組織の活動一

◆ 警戒宣言時の自主防災組織の活動

1、自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営します。

2、情報の収集・伝達

- (1)情報班を組織し、地区毎に担当を決める。
- (2)市町村からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認、見廻ります。
- (3)避難地にすでに避難している人もいるので、応急対策の実施状況について、必要に応じ市町村へ報告します。

3、初期消火の準備

防災倉庫の可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとります。

4、防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の防災用資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

5、家庭内対策の徹底

次の事項について、情報班が見廻って、各家庭へ呼びかけ確認します。

- (1)家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
- (2)落下物の除去
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
- (3)出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防

止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

(4)備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

6、避難活動

(1)避難行動

ア 津波・山崩れ等危険予想地域の住民に対して市町村長の避難勧告又は指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させます。避難状況を情報班が確認後、本部長がチェックし、市町村に報告します。

イ 自力避難の困難な弱者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送します。(この場合、弱者に必要な物資等を忘れないこと)

ウ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめてください。

(2)避難生活

「避難生活計画書」に従い行動します。

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備します。

ウ 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努めてください。

7、社会秩序の維持

(1)ラジオ、テレビ、同時通報用無線放送等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めてください。

(2)生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力してください。

◆ 自主防災組織から伝える情報

警戒宣言発令時や、地震発生時に地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生の状況を自主防災組織で迅速にとりまとめ、市町村の災害対策本部に報告します。事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況や必要な情報を収集し、各地区担当より被害状況を防災関係機関に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になるので忘れずに報告しましょう。正確な情報をつかみ、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないように充分配慮します。伝達は要領よく簡潔に、しかも必要な内容を伝えることが大切です。

